

福井市木質バイオマス利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 福井市木質バイオマス利用促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 地球温暖化対策及び森林資源の利活用による持続可能な循環型社会の構築に向け、森林資源を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助することにより、市内の森林資源をエネルギーとして活用する資源・エネルギー循環型まちづくりを推進するとともに、市民による地域に根差した木質バイオマス等の再生可能エネルギーの利用等を促進し、低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところとする。

- (1) 木質バイオマスとは、木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のこととする。
- (2) 住宅等とは、個人住宅、店舗、事務所、作業場その他これらに類するものとする。
- (3) 薪とは、木(枝を含む)や木材の廃材を棒状に加工した固形燃料とする。
- (4) 木質ペレットとは、間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉碎し、乾燥し、圧縮および成型した木質の固形燃料とする。
- (5) 薪ストーブ等とは、薪、製材端材等を燃料に使用するストーブ、ボイラーおよび窯とする。
- (6) ペレットストーブ等とは、木質ペレットを燃料に使用するストーブおよびボイラーとする。
- (7) 木質バイオマス利用機器とは、薪ストーブ等およびペレットストーブ等並びに煙突その他の必要な附帯資材とする。

(事業主体)

第 4 条 補助金の交付を受けることのできる事業者(以下「事業主体」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住宅等を有する者、又は新たに建築しようとする者。
- (2) 納期の到来している市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。
- (3) 過去にこの補助金の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、同一世帯において過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 木質バイオマス利用機器導入後1年の間に福井県産もしくは福井市産の薪を2 m³以上又は木質ペレットを300 kg以上使用すること。ただし、ストーブの導入時期などの都合で1年の間での使用が難しいと判断される場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。

- (1) 暴力団(福井市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第2号及び3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) (1)から(3)までに掲げるいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) (1)から(4)に該当する者が経営に事業上参画している団体
- (6) 特定の政治、宗教を目的とする団体

- (7) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業の支援を受けた又は受ける見込みのある者
- (8) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業の支援を受けた又は受ける見込みのある者

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに木材利用の拡大により森林整備活動の促進を図るため、市内において木質バイオマス利用機器を購入及び設置に要した経費に対し助成する事業とする。

但し、補助金の交付の対象となる木質バイオマス利用機器は、次に掲げる要件をすべて備える室内暖房装置とし、温風暖房器を含むものとする。

(別表第1)補助金の交付の対象となる木質バイオマス利用機器

(1)	薪又は薪炭、木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料として使用するものであること。
(2)	安定した燃焼が確保されるものであること。
(3)	設置前において未使用品であること。
(4)	市内で居住する住宅もしくは利用する事業所等に設置するもの。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下表(別表第2)のとおりとする。

(別表第2)経費区分及び内容

経費区分	内 容
物品購入費	木質バイオマス利用機器を購入する経費 ただし、1台分の経費に限る。
設置費	木質バイオマス利用機器を設置するために必要な配送料や取り付け施工料。ただし、取り付けに伴う建物の増改築及び電源工事に要する経費は除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の3分の1以内の額とし、1事業主体当たり10万円を上限とする。ただし補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金は、同一事業主体に対して1基、1回に限り交付する。

3 補助金の交付は、一の建物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、福井市木質バイオマス利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、申請年度の12月28日までに、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請が多数の場合は、予算の範囲内で締め切り、受付は先着順とすることとし、交付申請が少数の場合は、申請期日を事業の実施期間まで延長することとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号-1)
- (2) 補助対象経費の内容を証する書類(設置に要する費用の内訳が記載された見積書等)の写し
- (3) 設計図および導入機器のカタログ、仕様書等
- (4) 設置建物の位置図
- (5) 3か月以内の登記事項証明書(法人の場合)の写し、直近の確定申告書の控え(個人事業主の場合)

業者の場合)、住民票、納税証明書、又は個人情報取り扱いに関する同意書(様式第2号)

(6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(7) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、事業主体に対する補助金の交付及びその額を決定する。

- 2 前項の規定による決定の通知は、補助金の交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市木質バイオマス利用促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知し、補助金の不交付を決定したときは、事業主体に対し、福井市木質バイオマス利用促進事業不交付決定通知書(様式第4号-1)による通知をもって行うものとする。

- 3 交付決定前の着手は、補助対象外とする。

- 4 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった木質バイオマス利用機器の耐用年数が経過するまでは、市長の承認を受けないで、当該機器をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付又は担保に供してはならない。

(2) 木質バイオマス利用機器の設置および使用にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守し、火災予防上の安全を確保すること。

(3) 煙突の設置にあたっては、建物の構造を貫通する部分および屋外部分が二重断熱構造(薪ボイラーにあつては、二重断熱構造又は一重構造)であることとし、その使用による煙の発生により、近隣住宅等の迷惑とならないように留意すること。

(4) 申請年度内に木質バイオマス利用機器の設置し、支払いまでを完了すること。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に福井市木質バイオマス利用促進事業変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに福井市木質バイオマス利用促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号-1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに福井市木質バイオマス利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号-1)を承認の申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて福井市木質バイオマス利用促進事業補助金返還命令通知書(様式6号-2)により補助対象者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第12条 交付決定の後、補助事業者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、福井市木質バイオマス利用促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、木質バイオマス利用機器の設置を完了した日から起算して1カ月以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、福井市木質バイオマス利用促進事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書(様式第7号-1)
- (2) 設置に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 設置に要した経費の内訳、設置機種の様子が明記されている書類の写し
- (4) 設置状況を示す写真(設置工事着手前の機器本体の設置箇所および住宅等の外観のカラー写真(住宅等を新築する場合は不要)、設置工事後の機器本体の設置箇所および煙突の写った住宅等の外観のカラー写真)

- 3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別紙様式第1号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市木質バイオマス利用促進事業補助金額確定通知書(様式第8号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金の適正な交付のため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は担当職員に当該建築物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付請求)

第16条 要綱第12条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市木質バイオマス利用促進事業補助金交付請求書(様式第9号)に額の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、確定通知がされていない場合は交付決定通知書の写しの提出とする。

(木質バイオマスを燃料利用の報告)

第17条 導入後の福井県産もしくは福井市産の薪又は木質ペレットなどの木質バイオマスの利

用状況については、福井市木質バイオマス利用促進事業薪等利用報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、設置を完了した日から起算して1年後に市長に提出しなければならない。

(1) 薪又は薪用原木、木質ペレットを購入する場合は、購入時の領収書など購入量が分かる書類

(2) 薪を自ら生産する場合は、薪用原木を伐採した場所の位置図および薪生産(薪割り)の際の写真

(財産の管理等)

第18条 この要綱による補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産等について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 この要綱による補助金を受けた者は、補助事業により取得した財産を市長に承認を受けないで、補助金等の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保を供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案した期間の6年とする。

(不可抗力に対する補助金対象事業の取り扱い)

第20条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰することができない事由により、事業期間内に補助金対象事業の完了が困難となった場合の取り扱いについては市長が定める。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による